

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 6 月 26 日

水 曜 日

第 3635 号

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 告 示 | |
| ○指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 | 1 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | |
| 公 告 | |
| ○随意契約の相手方等の公示 | 2 |
| ○二級建築士又は木造建築士の免許の取消し | 3 |
| ○総合的設計による一団地内の複数建築物に関する計画の認定 | 4 |

告 示

富山県告示第305号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成25年 6 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 辞退する自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において辞退する医療の種類 | 辞退年月日 |
|------------|---------------|---------------|----------------------|----------------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| くまの薬局 | 富山市若竹町2-120-8 | 精神通院医療 | | 平成25年 6 月 30 日 |

富山県告示第306号

土地改良区の定款変更の認可について

宮川土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 6 月21日認可した。

平成25年 6 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第307号

土地改良区の定款変更の認可について

常西用水利土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 6 月21日認可した。

平成25年 6 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第308号

土地改良区の定款変更の認可について

常東用水利土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 6 月21日認可した。

平成25年 6 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年 6 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車（乾式、3 t 級） 3 台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 5 月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社三越 富山市下富居二丁目13番81号
- 5 随意契約に係る契約金額
45, 599, 400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 8 号

二級建築士又は木造建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により次のとおり二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成25年 6 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 免許の取消しをした年月日 | 免許の取消しを受けた建築士の氏名 | 二級建築士又は木造建築士の別 | 登録番号 | 免許の取消しの理由 |
|--------------|------------------|----------------|------|-----------|
| 平成25年 3 月25日 | 川口 弘 | 二級建築士 | 692 | 死亡 |
| 平成25年 4 月25日 | 山下 健一 | 二級建築士 | 9437 | 死亡 |

総合的設計による一団地内の複数建築物に関する計画の認定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第86条第 1 項の規定により、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて認定したので、同条第 8 項の規定により次のとおり公告する。

平成25年 6 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 対象区域 | 対象区域等の縦覧場所 |
|----------------------------|-------------|
| 中新川郡上市町湯上野字梅木田 1 番地 1 外62筆 | 富山県富山土木センター |